

## 危険物とは

トップ > 危険物とは

### 危険物とは

#### ● 消防法による危険物の指定について

発火性や引火性の化学薬品類は火災発生の原因となることがある。

消防法では火災等の災害を引き起こすおそれのある物質を「危険物」と定め、製造、貯蔵、取扱い等についての規制をしている。量が少ない等の理由で消防法が適用されない場合も、法令上の危険物の指定・分類は化学薬品の性質に基づいて決められているので、災害防止の立場から、危険性の区分や規制内容について十分理解しておく必要がある。

#### ● 類別と性質

##### 第1類危険物(酸化性固体)

加熱、衝撃、摩擦により、容易に(時には爆発的に)酸素を発生させる物質で、可燃物が共存して着火すると極めて危険なものである。塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム、亜硝酸ナトリウムなどがこれに属する。

##### 品名

- 1.塩素酸塩類
- 2.過塩素酸塩類
- 3.無機化酸化物
- 4.亜塩素酸塩類
- 5.臭素酸塩類
- 6.硝酸塩類
- 7.過硫酸塩類
- 8.過マンガン酸塩類
- 9.重クロム酸塩類
- 10.その他のもので政令で定めるもの
- 11.前各号にかかざるものいずれかを含有するもの

##### ● 第2類危険物(可燃性固体)

比較的低温で着火するものが多く、量が多くなると消火が非常に困難なものである。特に第1類の薬品との共存は極めて危険である。

赤リン、硫黄、マグネシウム粉などがこれに属する。

##### 品名

- 1.硫化りん
- 2.赤りん
- 3.硫黄
- 4.鉄粉
- 5.金属粉
- 6.マグネシウム
- 7.その他のもので政令で定めるもの
- 8.前各号にかかざるものいずれかを含有するもの
- 9.引火性固体

##### ● 第3類危険物(自然発火性物質及び禁水性物質)

空気中での発火、又は水と接触して発火し可燃性ガスを発生する。黄リンは発火しやすいので、水中に貯える。ナトリウム、カリウムはそれ自体も可燃性であるから、石油中に貯え不用意に水と接触させないように注意する。黄リン、酸化カルシウム、カーバイト、ナトリウム、カリウムなどがこれに属する。

##### 品名

- 1.カリウム
- 2.ナトリウム
- 3.アルキルアルミニウム
- 4.アルキルリチウム
- 5.黄りん
- 6.アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属
- 7.有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)
- 8.金属の水素化物
- 9.金属のりん化合物
- 10.カルシウムまたはアルミニウムの炭化物
- 11.その他のもので政令で定めるもの
- 12.前各号にかかざるものいずれかを含有

---

#### ● 第4類危険物(引火性液体)

---

一般に可燃性の蒸気を出しやすい物質で、この蒸気は空気と混合して、引火または爆発の危険性をもっている。ベンゼン、トルエン等の有機溶剤などがこれに属する。

---

#### 品名

---

1.特殊引火物 2.第一類石油類 3.アルコール類 4.第二類石油類 5.第三類石油類

---

#### ● 第5類危険物(自己反応性物質)

---

ニトロ基を持つ有機物質で、同一分子内に可燃性部分と酸素供給部分が共存する。したがって燃焼速度が極めて大きく、生成ガスも多いので、一部は火薬・爆薬の原料として用いられている。ピクリン酸、セルロイド類がこれに属する。

---

#### 品名

---

1.有機化酸化物 2.硝酸エステル類 3.ニトロ化合物 4.ニトロソ化合物 5.アゾ化合物  
6.ジアゾ化合物 7.ヒドラジンの誘導体 8.その他のもので政令で定めるもの  
9.前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの。

---

#### ● 第6類危険物(酸化性液体)

---

液体の酸化性物質で、還元剤との反応による発火、水と接触した場合の希釈による突沸(特に濃硫酸、発煙硫酸の場合)などによる危険がある。

また、他の酸化剤との混合による強力な酸化作用は、有機物質などと反応して、発火や爆発事故と結びつくこともある。過塩素酸、過酸化水素、濃硫酸、発煙硫酸、濃硝酸などがこれに属する。

---

#### 品名

---

1.過塩素酸 2.過酸化水素 3.硝酸 4.その他のもので政令で定めるもの  
5.前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの。

---

[↑ ページトップへ戻る](#)